

# 令和8年度狭山市社会福祉法人指導監査に関する実施計画

## 1 指導監査の方針

社会福祉法人（以下法人という。）に対する指導監査については、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成29年4月27日雇児発0427第7号、社援発0427第1号及び老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長及び厚生労働省老健局連盟通知）」及び「狭山市社会福祉法人指導監査要綱」に基づき、効果的な実施に努めるものとする。

また、指導監査を実施することにより、適正な法人運営及び社会福祉事業の健全な経営の確保を図るものとする。

## 2 指導監査の実施の時期

一般指導監査（随時実施するものを除く。）の実施の時期は、おおむね7月から2月までとし、実施日については、対象法人と調整の上、決定する。

随時実施する一般指導監査及び特別指導監査は、必要に応じて実施する。

## 3 指導監査の方法

指導監査は、法人の実地において実施する。

指導監査の実施の際は、関係書類を基に、法人の運営等について、関係者から説明を聴くとともに、必要に応じて関係施設、設備及び帳簿書類等を確認することにより行う。

### （1）一般指導監査（随時実施するものを除く。）の実施

一般指導監査（随時実施するものを除く。）は、狭山市社会福祉法人指導監査実施要綱別表に基づいて実施する。

実施に当たっては、実施日のおおむね1か月前までに、必要な事項を通知する。また、締切を設けて、事前監査資料の提出を求める。

### （2）随時実施する一般指導監査の実施

随時実施する一般指導監査は、運営等に問題が発生した場合又は運営状況に問題があると認められる場合に、必要に応じて実施する。

実施に当たっては、適宜必要な事項を通知する。また、必要に応じて締切を設けて、事前監査資料の提出を求める。

### （3）特別指導監査の実施

特別指導監査は、運営等に重大な問題を有する法人を対象として、随時実施する。

実施に当たっては、適宜必要な事項を通知する。

## 4 指導監査重点項目

前回の指導監査の結果等を鑑みるとともに、特に確認すべき項目は次のとおりとする。

(1) 適正な運営体制の確保（社会福祉法人制度改革への対応）

①評議員、理事及び監事の選任について

ア 法律の要件を満たす者が適正な手続により選任され、必要な書類を聴取しているか

イ 欠格事由、兼職禁止、特殊関係者に抵触する者が選任されていないか。

ウ 法令及び定款に定める任期と員数となっているか。

②評議員会、理事会の招集・運営について

ア 招集手続きが適正に行われているか。

イ 決議が適正に行われているか。

ウ 議事録の作成・保存は適正に行われているか。

③評議員、役員の報酬等について

ア 評議員の報酬の総額を定款に定めているか。

イ 理事及び監事の報酬の総額を定款又は評議員会の決議で定めているか。

ウ 評議員、理事及び監事の報酬基準は、評議員会の承認を得ているか。

エ 報酬基準は、法人のホームページで公表しているか。

④事業運営の透明性の向上に関する事項

ア 定款について、法令に従って備置き・公表がされているか。

イ 情報の公表について、法令に定める事項についてインターネットを利用して公表しているか。

(2) 会計処理の適正化

①計算書類等が社会福祉法人会計基準に従い、定時評議員会の承認を含む法令に定める手続を経て作成されているか。

②物品の購入、工事等の契約に当たって、経理規程に基づいて競争入札や複数業者による見積合わせを行う等、適正な処理を行っているか。

③理事長、会計責任者、出納職員との兼務を避けるなど、会計における内部の相互けん制体制が確立しているか。

## 5 指導監査の結果

指導監査の結果については、当日に講評を行い、後日文書により通知する。改善を要する事項があるときは、おおむね1か月後に改善報告書の提出を求める。

## 6 指導監査の対象とする法人

指導監査の対象とする法人は、狭山市社会福祉法人指導監査実施要綱第3条に規定する、狭山市が所轄庁となる法人とする。

また、年度ごとに監査を実施する法人は、狭山市社会福祉法人指導監査実施要綱別表を基準とするとともに、埼玉県の施設監査の実施予定を考慮するものとする。

なお、狭山市所轄16法人のうち、本年度に一般指導監査（随時実施するものを除く。）の実施を予定する法人は、以下のとおりとする。

令和 8 年度狭山市社会福祉法人 一般指導監査実施予定法人

| No. | 法人の名称      | 主な施設          | 所 在 地      | 電話番号      | 前回監査    |
|-----|------------|---------------|------------|-----------|---------|
| 1   | 狭山栄会       | ジョアン宮地の里      | 笹井 1568-2  | 2900-3600 | R6.3.21 |
| 2   | こぶし福祉会     | リバーサイド<br>ルッカ | 入間川 2-4-13 | 2954-0294 | R6.2.1  |
| 3   | 狭山市社会福祉協議会 |               | 鵜ノ木 28-9   | 2900-3341 | R6.3.22 |